

政令案条文修正部分

パブリックコメントに付した政令案から修正を行った箇所は以下のとおり。

○新令第 25 条見出し

下線部を削除。

修正後	修正前
(登録少額包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限に係る催告の期間)	(登録少額包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限の特例に係る催告の期間)

○新令第 33 条第 4 項第 5 号

下線部を追加。

修正後	修正前
利用者支払可能見込額(法第三十条の五の四第一項に規定する利用者支払可能見込額をいう。第六項第四号において同じ。)の算定に関する事項	利用者支払可能見込額の算定に関する事項

○新令第 33 条第 11 項

第 3 号が、新法第 35 条の 16 第 1 項第 2 号に掲げる者のみに適用される点について、第 3 号中ではなく、柱書に措置(下線部)。実質的な内容変更なし。

修正後	修正前
11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱業者から報告をさせることができる事項は、 <u>次の各号(法第三十五条の十六第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては、第一号及び第二号)に掲げるものとする。</u> 一～三 (略)	11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。 一・二 (略)

	<p>三 <u>法第三十五条の十六第一項第二号に掲げる者にあつては、法第三十五条の十七の十五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項</u></p>
--	--

○新令第 36 条第 3 号

修正前においては、認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係る経済産業大臣の権限を、経済産業大臣及び経済産業局長が有するものとしていたが（新令第 36 条第 3 号柱書ただし書参照）、修正後においては、当該権限を経済産業局長に委任しないこととした。これは、認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者の各種申請や行政処分等について、経済産業省本省に権限を一元化することを政令上明確にするためである。

なお、修正後においても、登録包括信用購入あつせん業者への業務停止命令の新設（新法第 34 条の 2 第 2 項）に伴う条項の整理（第 34 条の削除及び第 33 条の 5 の規定の第 34 条への移設。）による政令案の改正については、引き続き行うものとしている。

修正後	修正前
<p>三 法第三十条の五の三第一項、第三十四条、第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限</p>	<p>三 法第三十条の五の三第一項、第三十条の五の四第一項、第三項及び第五項、第三十条の五の五第四項、第三十条の六第一項、第三十四条（法第三十五条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条の二第一項、第二項及び第五項、第三十四条の四（法第三十五条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条の二の七、第三十五条の二の八第一項並びに第三十五条の二の九第一項並びに第三十五条の二の十及び第三十五条の二の十一第一項（これらの規定を法第三十五条の二の十二第二項において準用する場合を含む。）、法第三十五条の二の十一第二項において準用する法第十五条第三項、法第三十五条の二の十二第一項、同条第二項</p>

	<p>において準用する法第十五条第三項、法第三十五条の二の十三第一項及び第二項並びに第三十五条の二の十四第一項及び第二項、同条第五項（法第三十五条の二の十五第二項において準用する場合を含む。）、法第三十五条の二の十五第一項並びに法第三十五条の三において準用する法第三十三条の四及び第三十五条の規定に基づく権限</p>
--	--

○新令第36条第13号

新令第36条第3号と同様に、経済産業大臣の権限を経済産業局長に委任しないこととした。

修正後	修正前
改正なし。	<p>十三 法第四十三条第一項の規定に基づく権限（登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）</p>